割賦販売法施行規則の一部を改正する命令

割賦販売法施行規則（昭和三十六年通商産業省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
割賦販売法施行規則	割賦販売法施行規則
目次	目次
第一章　総則（第一条）	第一章　総則（第一条）
第一章の二　割賦販売	第一章の二　割賦販売
第一節　総則（第一条の二―第十一条）	第一節　総則（第一条の二―第十一条）
第二節　前払式割賦販売（第十二条―第二十六条）	第二節　前払式割賦販売（第十二条―第二十六条）
第二章　ローン提携販売（第二十七条―第三十五条）	第二章　ローン提携販売（第二十七条―第三十五条）
第三章　信用購入あつせん	第三章　信用購入あつせん
第一節　包括信用購入あつせん	第一節　包括信用購入あつせん
第一款　業務（第三十六条―第六十条）	第一款　業務（第三十六条―第六十二条）
第二款　包括支払可能見込額の調査等の特例（第六十一条―第六十二条の六）	［新設］
第三款　包括信用購入あつせん業者の登録等（第六十三条―第六十八条の二）	第二款　包括信用購入あつせん業者の登録等（第六十三条―第六十八条の二）
第四款　登録少額包括信用購入あつせん業者（第六十八条の三―第六十八条の十七）	［新設］
第二節　個別信用購入あつせん	第二節　個別信用購入あつせん
第一款　業務（第六十九条―第九十八条）	第一款　業務（第六十九条―第九十八条）
第二款　個別信用購入あつせん業者の登録等（第九十九条―第百三条）	第二款　個別信用購入あつせん業者の登録等（第九十九条―第百三条）
第三節　指定信用情報機関	第三節　指定信用情報機関
第一款　通則（第百四条―第百八条）	第一款　通則（第百四条―第百八条）
第二款　業務（第百九条―第百十四条）	第二款　業務（第百九条―第百十四条）
第三款　監督（第百十五条―第百十七条）	第三款　監督（第百十五条―第百十七条）
第四款　加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者（第百十八条―第百二十一条）	第四款　加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者（第百十八条―第百二十一条）
第四章　前払式特定取引（第百二十二条―第百二十五条）	第四章　前払式特定取引（第百二十二条―第百二十五条）
第五章　指定受託機関（第百二十六条―第百三十一条）	第五章　指定受託機関（第百二十六条―第百三十一条）
第六章　クレジットカード番号等の適切な管理等	第六章　クレジットカード番号等の適切な管理等
第一節　クレジットカード番号等の適切な管理（第百三十二条―第百三十三条）	第一節　クレジットカード番号等の適切な管理（第百三十二条・第百三十三条）
第二節　クレジットカード番号等取扱契約（第百三十三条の二―第百三十三条の十四）	第二節　クレジットカード番号等取扱契約（第百三十三条の二―第百三十三条の十四）
第七章　認定割賦販売協会（第百三十四条・第百三十五条）	第七章　認定割賦販売協会（第百三十四条・第百三十五条）
第八章　雑則（第百三十六条―第百四十二条）	第八章　雑則（第百三十六条―第百四十二条）
附則	附則
第一章の二　割賦販売	**第一章の二**　割賦販売
第二節　前払式割賦販売	**第二節**　前払式割賦販売
（前払式割賦販売契約約款の基準）	（前払式割賦販売契約約款の基準）
第十三条　法第十五条第一項第五号の経済産業省令・内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。	**第十三条**　法第十五条第一項第五号の経済産業省令・内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。
一　次の事項が記載される欄があること。	一　次の事項が記載される欄があること。
イ～ニ　［略］	イ～ニ　［略］